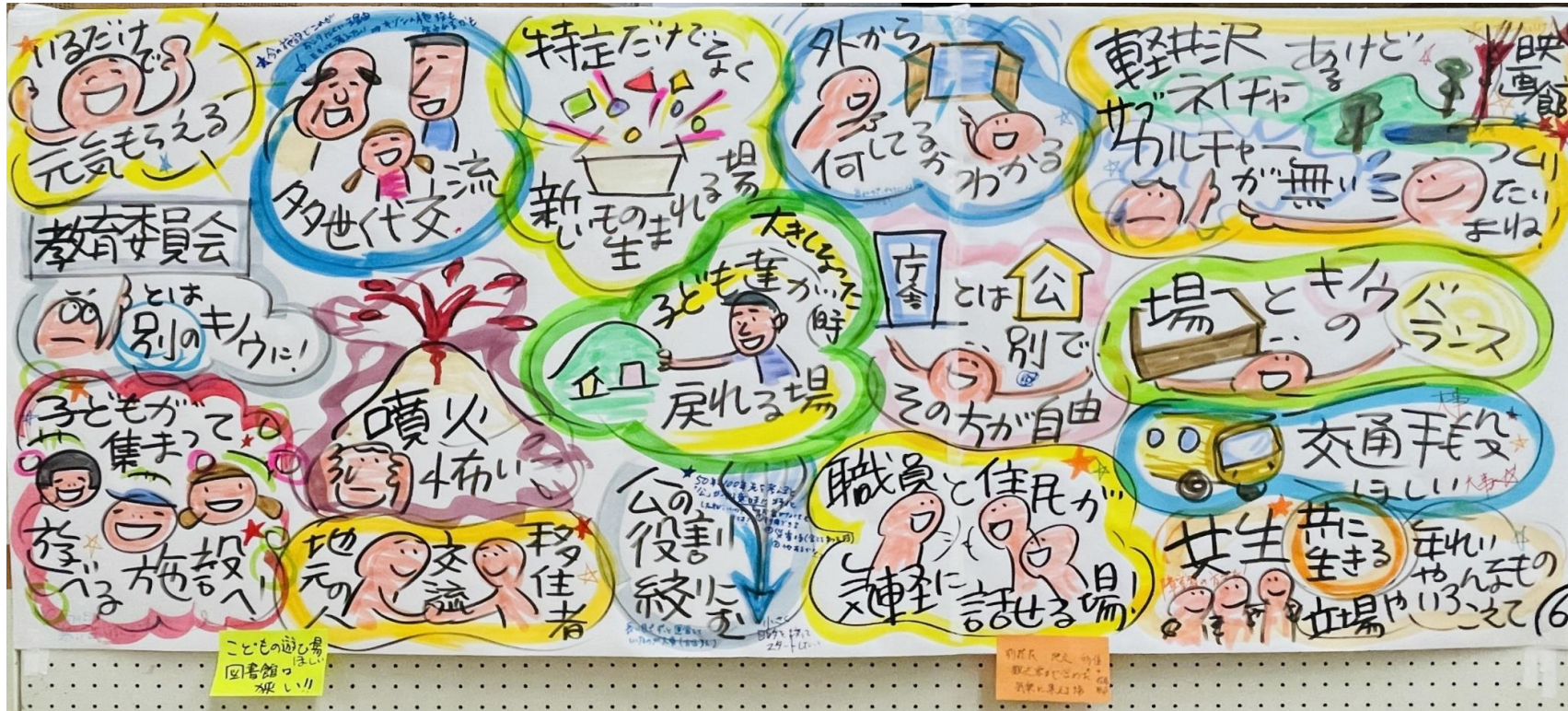


公民館機能拡充施設に関する 検討状況

**町長部局としては
公民館から交流センター（公民館＋新たな活動の場）
へ移行したい方針**



住民の要望が叶えやすい。（自由度が高い）
まちづくり・交流の場としての仕組みづくりがしやすい

教育委員会の方向性（案）

- ▶ 交流センターになるとしても、その中に公民館の機能は残し、社会教育法に基づく生涯学習事業を推進し、+αでまちづくりや住民交流の場としても利用できる施設としたい。
つまりは**公民館機能を内包した交流センター**としたい。



しかるべき機関（社会教育委員）とも**協議**が必要

公民館から交流センター移行するに当たっての協議事項

区分	公民館	交流センター（仮称）
根拠法令	社会教育法	地方自治法第244条（公の施設）
設置条例	公民館条例	公の施設の設置及び管理に関する条例
設置目的	生涯学習 生涯学習課以外の活動が加わること	生涯学習 + α（まちづくり・地域づくり）
所管	教育委員会 所管が変わること	町長
法的制限	社会教育法 法的制限がなくなること	—

定例教育委員会での意見抜粋①

- ▶ 公民館の存在自体を知らない住民もいるため、取り込むような活用を考えるべき。
- ▶ 公民館機能のみでは利用が縛られる。一方でセンター併用だと利用形態は複雑化する。
- ▶ 公民館の利用者が相当数いる以上、その利用は担保されるべき。
- ▶ 床面積は現状の施設よりも減らさずに（現状程度で）考えるべき。
- ▶ 分館では、（管理者が常駐していないので）本館の機能を代替できない。
- ▶ フリースペースを設けて、中・高校生の居場所を作るべき。

定例教育委員会での意見抜粋②

- ▶ 有料化賛成だが、（低所得者等への）減免考慮も必要ではないか。
- ▶ どうせやるなら有料化＋予約のオンライン化
- ▶ 指定管理を視野に、交流センターとして運営し、現在行っている公民館活動も可能な施設がいい。
- ▶ 庁舎と公民館機能の管理形態（テリトリー）を明確にし、共通認識を造る必要がある。
- ▶ 分館機能は現状を変えるのは難しい（管理者の常駐がない・管理者の高齢化による）ので、新しくできる施設を活性化させるべき。
- ▶ 「公民館」という名前を残すのかの検討も必要



社会教育委員にも同様の協議を行う予定

公民館機能拡充施設の規模・機能に関するおしゃべり会

- ▶ 公民館機能拡充施設について、これまでに皆様から多くの要望や期待、意見をいただいております、来年3月までにそれらを集約して規模や機能をまとめていく必要があります。

今回は実現可能かなどの判断基準などを踏まえて将来的な利用に向けた「対話」を行っていきたいと考えておりますので、ぜひこの機会にご参加ください。

- ▶ 日時：令和6年12月22日（日） 9時から12時まで
- ▶ 場所：中央公民館 大講堂
- ▶ 対象：「これまで中央公民館を利用してきた方」・「今後公民館機能拡充施設を利用してみたい方」など、誰でも参加可能

◆規模・機能を考える上での判断基準（仮）

- ・ 公共性／公平性
- ・ 他にないもの／近くにないもの
- ・ ここでしかできないもの
- ・ 単に営利を目的としないもの
- ・ 新たな価値を生み出せるもの

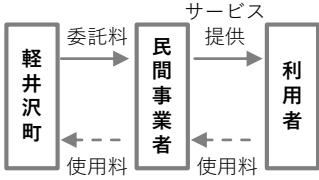
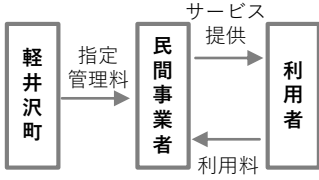
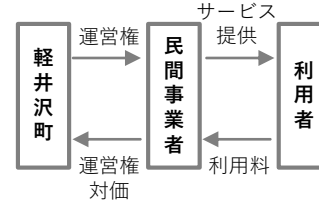
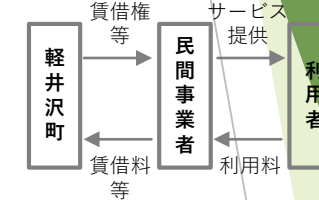
◆規模・機能を考える上でのバックデータの再収集

- ・公民館利用者
- ・老人福祉センター利用者
- ・中高生
- ・一般住民



アンケートを実施、分析し、規模機能を集約するための判断材料とする

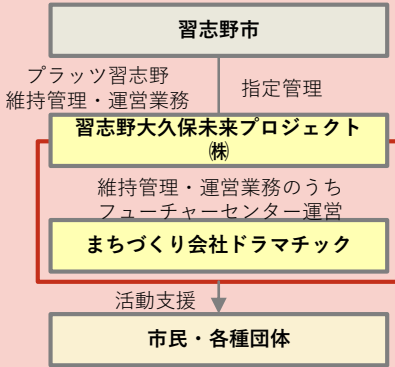
想定される運営手法

	業務委託	指定管理	コンセッション	貸付等
概要	業務委託料を民間事業者に支払い、民間事業者が運営業務を実施する。	指定管理料を民間事業者に支払い、民間事業者が運営業務を実施する。	施設の運営権を民間事業者に設定し、民間事業者が運営業務を実施し、運営権対価を支払う。	賃貸借契約や目的外使用許可で、民間事業者が使用料を支払って運営業務を実施する。
スキーム				
メリット デメリット	- 仕様発注となるため、<u>民間事業者の裁量は小さい</u>。 - 一般的に単年度契約となるため、<u>ノウハウの継承が難しい</u>。 - 活動の推進や貸室の利用度などの<u>リスクは行政の分担</u>となる。	- 性能発注となるため、<u>民間事業者の提案の余地がある</u>。 5年程度の契約となるため、<u>ノウハウの蓄積が期待できる</u>。 - 利用料金制や使用許可の権限をもって<u>柔軟な運営が期待できる</u>。	- 性能発注となるため、<u>民間事業者の提案の余地がある</u>。 15年程度の契約となるため、<u>ノウハウの蓄積</u>に加えて、<u>投資がしやすい</u>。 <u>利用料金を徴収する場合に適用</u>できる。	- 民間事業となる。 <u>収益性が見込まれる事業の場合に想定</u>される。

事例1 プラッツ習志野

(公共施設) 公民館・市民ホール・フューチャーセンター・体育館・図書館・広場等
(民間施設) スーパー、カフェ、学生向け賃貸マンション

- 施設整備の前から、地域のコミュニティづくりと活性化を目指したイベント「ならしのスタディーズ」を開催し、人の発掘、人のネットワーク構築を実施。
- 施設運営開始以降は、「フューチャーセンターならしの」として様々な取り組みを行う市民・各種団体の活動をサポート。



事例2 おおぶ文化交流の杜

図書館機能、文化機能（ホール、スタジオ等）、学習機能（ボランティア室、学習室等）、市民交流機能（喫茶スペース、交流サロン等）

- 市民の運営支援組織として「サポーターズ・クラブ」の組成、育成及び運営を運営業務中で義務付けており、市民が自立して施設運営の一端を担うことができる仕組みづくりを実施。
- サポーターズ・クラブの代表者は、おおぶ文化交流の杜運営協議会に参加し、市民目線での管理運営が行えるよう、運営計画立案にも参画。

